

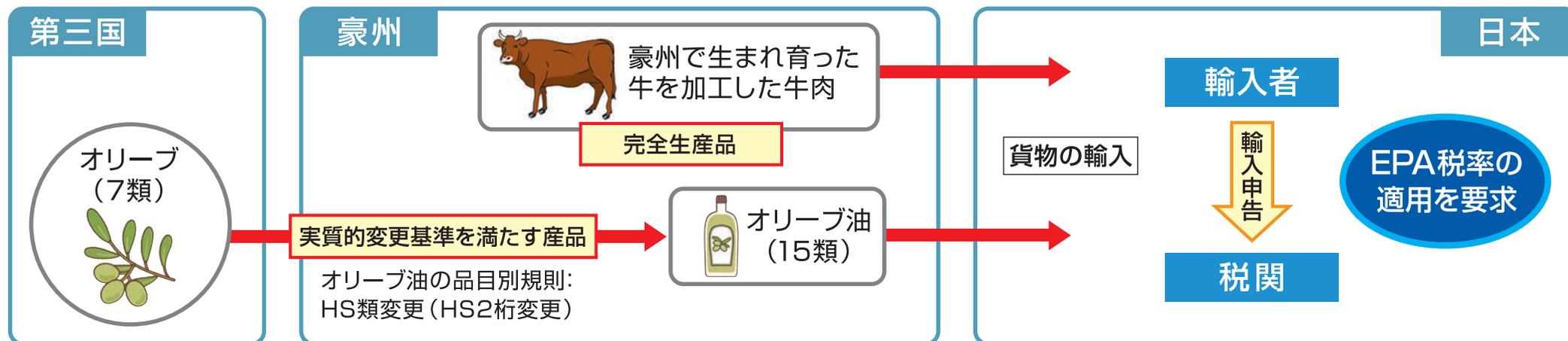
原産地規則とは

概要

関税の適用等のために輸入貨物の原産国を決定するためのルール。政策目的に応じ、以下の規則がある。

- ◆**特惠原産地規則**：① EPA税率を適用するための規則
② 一般特惠関税(GSP)を適用するための規則
- ◆**非特惠原産地規則**：WTO協定税率の適用や貿易統計計上等のための規則

〈日豪EPAの原産地規則の例〉



原産地基準

◆どのような貨物が原産品と認められるのかの基準

- 完全生産品 (相手国で完全に得られる産品)
 - 実質的変更基準を満たす産品等
- 第三国の材料を使用し生産した場合であっても、関税分類変更基準、付加価値基準等の実質的変更基準を満たす場合には原産品となる。

※その他、累積 (原産性の判断に際し、日本や他の締約国の原材料を算入できるルール) やデミニミス (原産地規準を満たさないごく僅かな非原産材料の使用を許容するルール) も含まれる。

原産地手続

◆EPA税率等の適用のための手続

- 原産地証明書等の提出 (第三者証明制度、自己申告制度)
- 事後的な原産性の確認及び特惠否認手続
- 運送の要件 (積送基準) を満たすことの証明手続

※非特惠原産地規則の適用に際しては、通常、原産地証明書の提出等の特別な手続は不要。

(参考) 各原産地規則の概要

	特惠原産地規則		非特惠原産地規則
	EPA原産地規則	一般特惠関税原産地規則	
目的・適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●経済連携協定(EPA)に基づく税率の適用対象となる原産品であるか否かを決定する規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発途上国に対する一般特惠関税制度(GSP)に基づく税率の適用対象となる原産品であるか否かを決定する規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●WTO協定に基づく税率や不当廉売関税の適用、貿易統計の計上等に当たって原産国を決定する規則(特惠以外に適用される規則)
規定方法・国内法令	<ul style="list-style-type: none"> ●各EPAにおいて相手国と合意の上で策定(相手国と日本で共通の規則) ●協定直接適用(関税法第3条但書) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本(GSP供与国が策定) ●関税暫定措置法施行規則第8条、第9条及び別表 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本(WTO原産地規則協定に一般的な記述はあるが、現状では各国がそれぞれ策定) ●関税法施行規則第1条の6及び第1条の7
原産地基準の概要(完全生産品以外)	<ul style="list-style-type: none"> ●品目毎に関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的には関税分類変更基準(HS4桁(項)変更)、品目別規則に定める一部品目については、付加価値基準等 	<ul style="list-style-type: none"> ●関税分類変更基準(HS4桁(項)変更)
原産地手続の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●EPAに応じ、第三者証明制度(原産地証明書)、自己申告制度、認定輸出者自己証明制度 ●事後確認・否認手続を協定上規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者証明制度(原産地証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常、原産地証明書等は求められない
備考			<ul style="list-style-type: none"> ●WTOにおいて95年より非特惠原産地規則の調和作業が続けられているが、合意に至っていない。